

# 医療創生大学父母会 会則

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は、医療創生大学父母会（以下、本会）と称する。  
(名称)
- 第2条 本会は、所在地を福島県いわき市中央台飯野5丁目5番地1 医療創生大学内に置く。  
(設置)
- 第3条 本会は、医療創生大学（以下、大学）と家庭との連絡を親密にし、相互の理解と協力により在学生の活動の活性化を図り、大学の充実と発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。  
(目的)
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(事業内容)  
(1) 学生支援に関する事業  
(2) 父母会懇談会開催に関する事業  
(3) 父母会会報発行に関する事業  
(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 平成13年10月28日 設立  
(設立年月日)

## 第2章 組 織

- 第6条 本会は、大学に在籍する学部生の保護者または保証人を正会員として組織する。  
(組織及び会員)
- 2 前項の他、本会の事業活動を支援する者として、次の会員を置く。  
(1) 特別会員 大学に在職する教職員  
(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会を申し出て、全体会にて承認された者  
(3) 名誉会員 本会および本学に対して特に功労のあった者で、全体会にて承認された者

## 第3章 役 員

- 第7条 本会に次の役員を置く。  
(役員)  
(1) 会長（1名）  
(2) 副会長（2名以上5名未満）  
(3) 会計（2名）  
(4) 会計監査（2名）  
(5) 地区代表役員（別に定める地区区分ごとに1名）  
(6) 地区役員（別に定める地区区分ごとに1名以上）  
(7) 監事（若干名）  
2 本会の役員は、すべて名誉職とする。
- 第8条 役員の選出は次のように定める。  
(役員選出)  
(1) 会長は、全体会において正会員のうちから推挙し、総会の承認を得て選出する。  
(2) 副会長・会計・会計監査・地区代表・地区役員は、会長が正会員のうちから推挙し、総会の承認を得て選出する。  
(3) 監事は、特別会員のうちから会長が委嘱する。
- 第9条 本会に顧問および参与を置く。  
(顧問及び参与)  
(1) 顧問は、学長とし、本会会務の相談にあたる。  
(2) 参与は、副学長、学部長、事務局長とし、本会会務の相談にあたる。  
2 顧問及び参与は、会議に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権は有さない。
- 第10条 役員の任務は次のように定める。  
(役員の任務)  
(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。  
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長がその任務を代行する。  
(3) 会計は、本会の会計を統括する。  
(4) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。また、会計の内容に疑義が生じた場合は、これを会長に報告しなければならない。  
(5) 地区代表役員は、各地区的会務を統括する。  
(6) 地区役員は、各地区的会務を遂行する。  
(7) 監事は、本会の事業および会務の遂行について監査する。

第 11 条 役員の任期は 1 年(総会日より次年度の総会日まで)とし、再任を妨げない。なお役員は、第 6 条(役員の任期) 第 1 項の定めにかかわらず、任期中は会員の資格を有するものとする。

2 役員に欠員が生じた場合は、会長の指名により、これを補充することができる。なお補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 4 章 会議

第 12 条 本会は、会長の招集により次の会議を開催する。

(会議) (1) 総会

(2) 全体会

(3) 地区代表会

2 会長および会長が指名した者が、その議長になる。

第 13 条 総会は年 1 回開催し、次の事項を審議する。

(総会) (1) 事業報告および決算に関する事項  
(2) 事業計画および予算に関する事項  
(3) 役員の選出に関する事項  
(4) その他会長が必要と認めた事項

第 14 条 全体会は、総会における審議事項および本会の運営に必要な事項を協議する。

(全体会) 2 特別会員は、会長の求めに応じて全体会に出席し、意見を述べることができる。

第 15 条 地区代表会は、会長、副会長、会計、会計監査、地区代表、監事をもって構成し、必要事項を審議する。

2 特別会員は、会長の求めに応じて地区役員会に出席し、意見を述べることができる。

第 16 条 総会、全体会および地区代表会について、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

## 第 5 章 会計

第 17 条 本会の経費は、会費および寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費) 2 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 10,000 円

(2) 賛助会員 年額 3,000 円／一口以上

第 18 条 正会員の会費の徴収は、大学に委託して行う。

(納入) 2 賛助会員の会費は、毎年年度初めに納入する。

第 19 条 一度納入した会費は、返還しない。

(会費の不返還)

第 20 条 会計管理は、一般会計と特別会計とする。

(会計管理) 特別会計は、学生利用施設援助基金、記念事業支援基金とし、一般会計からの積立金とする。

2 特別会計について、会長が必要と認めるときは、臨時に支出することができる。

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

(会計年度)

第 22 条 会計年度開始から総会において予算が議決されるまでは、前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

## 第 6 章 梯則

第 23 条 本会の運営のため、事務職員を配置する。

(事務)

第 24 条 本会の運営に関わる細則については、地区代表会の承認をもって別に定める。

(運営細則)

第 25 条 本会会則の改廃は、全体会の協議を経て総会の承認を得て、会長がこれを行う。

(会則改廃)

付 則

平成 13 年 10 月 28 日 制定

平成 15 年 11 月 2 日 改定

平成 22 年 6 月 6 日 改定

平成 26 年 6 月 8 日 改定

平成 29 年 6 月 4 日 改定

平成 30 年 6 月 3 日 改定

2019 年 6 月 1 日 改定

令和 2 年 6 月 6 日 改定